

平成 18 年度 第 1 回 芦屋市市民参画・協働推進アドバイザー会議 会議要旨

| | |
|-------|--|
| 日時 | 平成 18 年 7 月 6 日 (木) 18:00~20:00 |
| 場所 | 芦屋市役所 北館 2 階 第 4 会議室 |
| 出席者 | 座長 今川 晃 副座長 外園 一人 委 員 海士 美雪・国枝 哲男 山中市長 事務局 鴛海参事・大橋市民参画課長 田中市民参画課長補佐・福島市民参画課主査 |
| 会議の公表 | <input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由> |
| 傍聴者数 | 0 人 |

議題

- (1) 経過報告並びに資料説明
- (2) (仮称) 芦屋市市民参画・協働推進条例について
- (3) (仮称) 市民参画センターについて
- (4) 市民参画・協働推進に関する情報の一元化について

18:00 開会

【委嘱式】

【第 1 回会議】

○市長あいさつ

(市長)

委員方にはお疲れのところ、委員会にひきつづきアドバイザー会議の委員としてご就任いただき感謝申し上げます。市民参画・協働推進委員、またアドバイザー会議のメンバーとしてよろしく願います。18 年度中に条例制定という予定なので、12 月の市議会に向けていろいろな知恵と意見を賜りたいのでよろしく願います。

(事務局)

○「芦屋市市民参画・協働推進アドバイザー会議設置要綱」についての説明

要綱の5条第2項、「座長及び副座長は市長が指名する」となっており、これについては推進委員会に引き続き大変ご苦勞おかけするが、座長には今川委員、副座長には外園委員にお願いしたいと思う。(座長、副座長席へ移動)なお委員の紹介については継続しているので省略させていただく。

○座長、副座長あいさつ

(座長)

それでは次第に沿って進めさせていただく。事務局より経過報告、ならびに資料説明をお願いしたい。

(事務局)

市民参画・協働推進委員会がこれまで2回行われ、そのときにこちらのほうで資料を整理したうえで、推進委員方に市民参画・協働推進条例の骨格について意見をいただいていた。

その骨格は第2回会議の資料の中で「ア・イ・ウ」というふうに表示しながら選んでいただくという形で議論を進めていただいた。

条例の名称については「市民参画・協働推進条例」がいいのではないかとすることで、推進委員の意見をいただいた。まず名前や看板が決まらないと落ち着かないので、その意見に従って進めている。

次に協働の拠点の設置については、「協働の拠点整備を行う」とことと、行政と市民、市民相互の情報共有に努める」などを条例に盛り込むということで委員方の意見をいただいた。市民の公益活動支援を簡単に盛り込んでみたいという意見もあった。

その次、「市民参画推進計画」については、「市民参画推進計画を定め公表することに努める」という意見をいただいている。

次に「パブリックコメント(市民意見提出手続き)」については、まずはざっくりとこの市民参画・協働推進条例に盛り込み、細かい点は要綱で定めるという意見をいただいている。

「市民提案制度」については、「市民参加の手法の一つとして理念と説明を条例に盛り込む」という意見をいただいている。

「住民投票」については、委員方の意見がまとまり、「条例に盛り込まない」ということで意見をいただいている。白か黒かというような考え方は芦屋市に向いていないのではないかと、市民参画・協働の話し合いというイメージにも合わないので盛り込まないという意見をいただいたと考えている。

次に「市民参画センター」については先ほど第3回推進委員会が行われ、皆様方も出席していただいているので、それをもってアドバイザーの立場として助言をいただければ、推進するうえで事務局も非常に助けになると考えている。

また時間があれば「市民参画・協働推進に関する情報の一元化について」というところで委員方から助言いただければと考えている。資料説明は以上。

(座長)

次第の6「助言いただく内容」の最初の「(仮称) 芦屋市市民参画・協働推進条例について」だが、説明のあった点について何かあれば発言願いたい。その際、先ほど読み上げていただいた1項目ずつ順番にさせていただいたほうがいいと思う。

(事務局)

条例名称は「芦屋市市民参画・協働推進条例」という意見を委員からいただいたが、これでよろしいか。

(座長)

「・」をつけるかもしくはならびにするか。

(委員)

「・」でよい。

(座長)

ではこれでよい。

(事務局)

次の「協働の拠点設置」については「協働の拠点設置を行う」「行政と市民、市民相互の情報共有に努める」などを条例に盛り込むということだが、ポイントとなるのは、市民公益活動への支援を簡明に盛り込むかどうかということだ。条文化しなければならないので、拠点設置についてどのような表現が一番使いやすいのか、その辺りを助言いただければと思う。

(座長)

拠点というのはセンターのことか。

(事務局)

そうだ。

(座長)

センターについては先ほどの推進委員会ではぼイメージが共有されたので動かしていけばいいと思う。

ただ、「市民公益活動支援」というのは必要な言葉なので入れていただきたいと思う。さらに積極的には「市民公益活動支援条例」を別途定めるという言葉を入れていただくとそれが基盤になる。市が支えるという基盤としての条例になる。他の委員方の意見を伺いたい。

(委員)

前回もそのような話だった。

(事務局)

「市民公益活動支援条例を別途定める」と入れる。「別途定める」か。

(座長)

「別に定める」だ。

(事務局)

「別に定める」ということは、要綱か何かを作るのか。

(座長)

もう1つ条例を作ることになる。

(事務局)

もう1つ「市民公益活動支援条例」をセットでつくる。その「市民公益活動支援条例」というのは「市民参画・協働推進条例」とセットもので出すのか、推進条例が終わってから出すのか。

(座長)

終わってから出す。

(事務局)

終わってからまた議論をして、次の段階で出すのが一番いいのか。

(事務局)

次にまた作らなければならない。今回の参画条例では骨格の部分だけだ。

(座長)

「市民公益活動支援条例」という形がいいと思う。

(委員)

それが一番大事だ。

(事務局)

「市民参画推進計画」について、基本構想や年次的なものを市民に公表していく金沢市条例の第15条のように、という意見をいただいているが、この市民参画条例のなかに謳い込むのは、「市民参画推進計画を定め公表する」といったことを入れるのか。

(座長)

そういうことだ。

(事務局)

その条例があるから必ずそれに努めなければならないということで、物事を進めていくということか。基本計画や年次的なことや市民に公表する内容や方法というのは、条例の

なかに細かくは入れないか。

(座長)

「公表しなければならない」で「努める」はよくない。「公表しなければならない」が一番強い。「公表することとする」がその次。「努める」ではいいかげんだ。

(事務局)

「市民参画推進計画を定め、公表しなければならない」か。

(事務局)

そのときの主語は「芦屋市」か。

(座長)

そうだ。ただそのときに、事前にどこと協議するかといった問題がある。条例で定める場合もあるし、要綱で定める場合もある。ただ、市民参画センターの運営母体として委員会を作るとすると、市はこれと相当事前に協議をしなければならないことになる。

(事務局)

勝手に決めてやるのではなくて。

(座長)

事前に協議してというような形か、別の何か、事前に住民の意見を聞くというスタイルもある。よい芦屋方式ができればよいと思う。

(事務局)

事前に市民の意見を聞くという形では市民というのが漠然としているが、これがたとえば「市民参画センター運営委員会」などの組織という形でもよい。

(委員)

組織を作ったほうがいいのではないか。

(事務局)

参考だが、金沢市条例の15条には「市長は推進計画を定めるものとする」とあり、その第2項に「市長は推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする」というのがある。そして飛んで17条には「協働をすすめる市民会議」というものがあって「市民会議は、推進計画に関する事項及びこの条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする」とある。この場合は「市と協議する」とは書いていない。市民会議の内部で協議するものとするという意味になっている。

(座長)

協議したあとで、市長か行政に対して提言するというところかも知れない。金沢市ではそういう母体が「市民会議」ということになる。

(委員)

神戸市でNPOのデータマップをやっていたときは「運営会議」だった。

(事務局)

メンバーの構成はどのようにするのが一番スムーズに行くか。

(事務局)

センターを中心にするので、現在の推進委員会とかなり性格は変わってくる。

(委員)

市内には地域の活動団体やNPOなどたくさんいらっしゃる。今のメンバーが横滑りでなく、一度解散してからもう一度組織するとか、方法はいろいろあると思う。

(委員)

個人ではなく、バックに組織を持った人を入れたほうがよい。

(副座長)

NPOや団体の代表で構成し、その委員会と市で協議する。そうすると押さえがきく。

(委員)

メンバーを精査しなければ、なぜうちが入っていないのかということになる。慎重に選考しなければ。なぜうちが入っていないのかという不満があると協力してくれない。

(事務局)

どうすれば一番気持ちよく構成し、使用いただけるのか。

(副座長)

文句を言われないようにしようと思ったら、NPOや団体のなかで選んでもらえばよい。委員の数を10人とか決めて、各団体の代表が集まってそのなかから決めてくださいと。そうすれば選ばれなかったことの説明は市がしなくてもよい。

(座長)

選考委員会をつくるのか。

(副座長)

作っても作らなくてもよいと思う。推進委員会でこのように決まったので、皆さんのなかから10人選んでくださいと。推薦委員会を作ればさらにスムーズに行く。

(座長)

集まったメンバーのなかからか。

(副座長)

全部の団体にしたら動きがとれないので、そのなかから代表を選んでもらう。

(事務局)

自分たちで選んだのだから自分たちに責任があり、不満も出ない。

市からすべての団体に呼びかけて、賛同いただいて集まっていた団体の代表を1人ずつ出していただき、そのなかから10人から15人選んでもらうということか。

(副座長)

心配があるのならば、基本調査を行った団体に呼びかけて集まったなかから10人から15人の代表を選んでもらってよいか、ということを委員会で承認を得ておけばよい。

(事務局)

例えば、次の推進委員会で「選んでよろしいか」ということを聞いて、推進委員会で承認されればよいということか。アドバイザー会議ではなくて。

(副座長)

アドバイザー会議ではなく、推進委員会で了承を得る。

(委員)

調査した団体だけか。それで全部カバーできるか。

(副座長)

呼びかけて集まったなかから選ぶ。

(委員)

自治会などもすべて入っているのか。

(事務局)

基礎調査のなかに自治会が入っているかということか。自治会連合会から回答をいただいたと思うので。

(委員)

NPOだけでは困る。

(事務局)

自治会連合会からも回答いただいている。

(事務局)

個別の自治会が連合会に入ってもらっている形だ。

運営委員会を条例に謳ったとしても、参画センターを作るときに設置管理条例などのルールのなかでやらなければならない。センターの運営をどうするかはまだ論議が必要だ。

(副座長)

広報に載せるときに関係団体「等」と入れてはどうか。

(座長)

例えば連合自治会長が変わったら、別の人になるのか。

(委員)

組織で考えなければいけない。個人ではない。

(事務局)

団体基礎調査も組織として回答していただいている。そういう自覚をもっていただいていると思う。

(事務局)

140 団体から回答をいただいた 1 昨年の調査は、1 つはNPOは単組としてアンケートをしているが、自治会は連合会としてアンケートしている。これが平等かという問題が1 つある。

それと2年前のデータであって、団体には雨後のタケノコみたいなものもあれば、昨日あった団体がすぐなくなったりしているのは日常のことなので、2年たつので、もう一度これを更新していただくような調査を改めてやらなければいけないと思う。

そのときに、推進委員会で参画センターを考えているが、1 つは貴団体はそこに登録する気があるか、またそのときに登録料の支払いについてはどう思うか、それから今の話でいうと、参画センターを運営するような会が発足したら参加の意思はあるか。こういったことをそのときに聞く。卵が先か鶏が先かの問題もあって、登録料がいくらかわからないのに今返事はできないという可能性もあるが。

(事務局)

このアドバイザー会議で、団体基礎調査の最新情報が必要だとか、最新情報をもとに進めていかなければならないということになれば、我々はそのために仕事を進めていく。団体は2年でそんなに入れ替わるのか。

(委員)

ものすごく入れ替わる。大変だ。神戸でも260 団体にスクリーニングをしたが、まったく返事が返ってこないところもあった。

(副座長)

その位頼りない。いつの間にか消える。

(委員)

形だけの団体も多い。自治会のほうが余程しっかりしている。

(事務局)

ということは最新情報を仕入れて、なおかつやる気のある団体に関わってもらおうということが大事ということか。

(副座長)

時間と労力が許せるのならできるだけ新しい情報はありがたい。しかしほとんど全部、事務局にかかってくるので、心配だ。

(事務局)

その調査が必要であれば、全面的にバックアップさせていただく。

参画センターをどのような形でオープンするにしても、団体情報は、参画センターの一番大事なものとして必要だ。でないとオープンした段階で2年前のデータということになる。

(委員)

参画センターの1つの広報にもなる。こういうものができますという周知になる。

(副座長)

それがあればよいし、かつ正確だ。登録数の目途もつく。

(事務局)

先ほどの推進委員会で、参画センターに求めるものとして「情報」というのが大きく言われていたので、提供するにせよきちんと団体を捉えておかなければまず始まらないということだ。

(委員)

たしかに、最初に出す情報が古いというのはどうかと思う。

(事務局)

まずスタート時点で最新情報を得て、その団体と連携していくということか。

(副座長)

そのときに新しいデータと、登録料のこと、リーダーとメンバーの研修会を計画するので、資質向上を図るために参加を呼びかける。

(委員)

やはり、参画するメリットがなければ。

(事務局)

基礎調査で「困っていること」の1つに人材育成や世代交代、後継者が育たない、最初に作ったメンバーで仲良しクラブでやってきたが、その後誰も入ってこないのが困っているということが多かった。プラスになる材料を提供すれば、市民参画センターに皆さんの

協力がいただけるのではないか。メリットの提示だ。

(委員)

自分の団体にとってセンターができたことによるメリットやかかわるメリットがあればいい。

(副座長)

情報収集と交換ができる，メンバーの交流ができる，リーダーやメンバーの資質向上の研修会に参加することができる，といったことだ。

座長と委員が講師になればりっぱな研修ができる。こんな強いことはない。人材育成，団体の資質向上という意味でやらなければならない。

言いたいことを言って，やりたいことをやりなさい，それをバックアップしますという限りにおいては，その人たちの資質を上げなければ。大事な事業だと思う。

(事務局)

スタート時点でそのように呼びかけ，研修会等を行うことにより，今の状態より資質を向上してもらった状態でこちらと連携してもらおうということか。

(座長)

委員から意見が出たように，すべての団体が講師になる。何か課題があるときに持っている知識をお互いに交換する。そういうことによって全体が噛みあってくる。

(委員)

教えあう。

(副座長)

もともとこの種の団体なのでお互いが先生になる。ただ，最初のスタートの段階はこの3人くらいで行かなければ。今回の経緯と方針，理念というのを座長が研修する。具体的なリーダー等の資質の向上などは委員が担当する。その次か次くらいの段階で団体から講師が出る。そうすると早いと思う。

(事務局)

その時点でモデルケースを提示する，このようにやるのだということで，学んでもらうということか。

(副座長)

お互いに学ぶ。

(事務局)

高いレベルの提示をしてもらうことによって，市民が講師になるときにそのあたりに近づいて，始めていただく。

(副座長)

市民に自主的に資質向上の研修活動をやってもらいが、そのときに注意や指導をしてもらえる。それも噛みあってくる。

(委員)

センターは団体から情報をもらうことができる。その団体も広報ができる。また、いただいた情報をセンターが掲示するという関係にもなる。たくさんの団体から情報をもらうほうがいい。なかなか情報収集というのは難しい。情報を探している人と結びつかないということがある。

(副座長)

最初の年の研修はせいぜい4回くらいではないか。1回目は年度初めの代表の顔合わせ、そのあと2回くらいリーダーの研修、最後の回には反省会もかねて年度末に。そのうちにテーマや領域を決めて10~20人くらいで情報交換するという方法もある。そのうち皆ができるだけ満足する情報交換の場を提供する。

(事務局)

情報交換の場が提供できればあまり金をかけずに満足してもらえる。情報獲得はかかる費用に対する満足感が高く、効率的なことだ。日常的に市民参画の窓口にいて思うが、情報を提供して満足してもらえる。市民から見れば一番ほしいのが情報だ。特に芦屋などは衣食住に足りているなかで情報に大きな価値を感じている市民活動団体が多い。

ほしい情報はそれぞれの活動団体によって違うので、そういうことを通じてニーズを把握していく。ニーズを把握すると同時に情報提供の仕方も教えていただきながら、センターを充実していく。

(副座長)

関係団体のなかに老人会や高齢者を入れておいたほうがよい。いちばんひまと経験がある。芦屋には高齢者が2万人いる。

(委員)

65歳以上か。

(副座長)

そうだ。どれぐらいが老人会の会員になっているかわからないが。

(事務局)

芦屋老人クラブ連合会という固まりに対して投げかけ、基礎調査に回答いただいている。

(副座長)

連合会を通じて各老人会に流してもらおう。

(事務局)

老人クラブに流してもらおうということも大事なことから。

(委員)

トップダウンが意味ある組織ということもある。

(副座長)

本日の委員からも意見が出ていたが、子ども、青年、壮年、老年までが交流できるような事業にする。

(事務局)

市民参画センターを基点とした異世代交流ということか。

(委員)

世代間交流。

(事務局)

次に、「パブリックコメント（市民意見提出手続き）を条例に織り込む」ということで、推進委員会では委員方からまとまった意見をいただいた。市民意見提出手続きについては条例によって理念的なものから手続き条例等いろいろと書いてあるものもあるが、どのような形の市民意見提出手続きであれば一番市民が使いやすいのか。今の市民意見提出手続きの流れというか、最近のものはどうあるべきなのか。その辺りの意見をいただきたい。

(座長)

条例には理念的な形で載せるだけでよいと思う。メンバーによっては手続きを細かく載せたほうがよいと主張する方もいるかもしれない。

(事務局)

理念を盛り込んで、詳細については要綱でということか。

(座長)

条例に書き込むとなると手続きが膨大になる。

(委員)

他の項目とのバランス、条例としてのバランスもある。

(事務局)

パブリックコメントを求める範囲をどの辺りまでにするのか悩んでいる。市の最高の計画である総合計画、都市計画などなら当然入れなければいけないと思う。すべてとなるとそこまではなかなかできないだろうし。

(座長)

最終的には市長の判断だろう。

(事務局)

市民参画条例の中にパブリックコメントの理念的なことをあげるにしても、何かヒントになるようなことが書ければありがたい。

例えば芦屋のまちづくりに非常に関わりのある内容についてとか。ある程度の範囲を決めないと、一旦条例を作ってその文言だけだと、何でこれはしないのかということになる。

(事務局)

ある程度わかりやすいルールがないと。市の施策全体に対する市民意見の提出手続きということでホームページや広報にあげたらあげきれない。どこまで網羅すべきなのか。それぞれの課の担当者のなかで迷うところだ。市の大きな施策にだけ提出手続きがあるのか。実際に仕事をしているときにこれは公表して意見を聞くべきかとか、そこがはっきりとわからない。

(座長)

他の自治体の条例をみて、適切な表現を入れて検討したほうがよいのではないか。

(事務局)

各市では実際は誰が判断しているのか。

(座長)

市長の判断だ。パブリックコメントは最後の段階だ。今回はパブリックコメント以前にきちんと市民参画をやっていく。

(事務局)

次に「市民提案制度」だが、市民参加の手法の1つということで、これを条例に盛り込むという推進委員会の意見をいただいている。市民からの提案というのは具体的にどういうことか。

(座長)

「市民提案制度」は増えてきている。従来は行政が施策を立案しているが、逆にNPOや地縁団体から提案を受けて協働ができるかどうかを行政が検討する。そのときに行政の庁内で審査委員会を設けて提案を受ける形であったりなどのやりかたがある。直接請求制度に近い、署名をもって提案をつけて出して検討作業に入るというところもある。

その辺りの手続きは自治体によって違うが、東京都千代田区の場合は提案があったらNPOと担当局が話し合い、協働化ができるかどうかという検討を進めていく。当然単なる要求・要望であればはねつけるということも必要だ。近年、きちんと地域分析をして提案するNPOが増えてきたので、それをきちんと受け止める必要があるだろうということだ。

(委員)

われわれは直接担当局長のところへ行く。この間もうちの理事長が行って、行政に回答

を求めているつもりだったが、「NPOが提案するまで待っている」と言われた。協働は大変だ。条例で決まっていたら動きやすい。

(事務局)

条例にこの市民提案制度が入っている自治体では、市民提案というのは結構出るのか。

(座長)

あまり出ない。

(副座長)

その種の意見・要望も含めてセンターの運営委員会のほうで処理しなさいという方向でどうか。そうでなければなんでも自主的にやっているセンターということにならない。

(事務局)

要望をセンター自身が受けてはじめて中身も充実する。

(委員)

C S神戸で自転車の管理をしているときに、神戸市に、全部NPOにふって助かったと言われた。ほとんどの市民が神戸市に文句を言わずに我々に来る。自転車を盗まれたり壊されたりといったことだ。だいぶ助かったと言われた。

(副座長)

ワンクッション置くことでソフトになる。

(事務局)

提案を受ける機能のあるセンターだ。自分たち自身で受けていく。

(座長)

行政に行かなくても自分たちで連携して解決する。そういうときに、行政の支援がなければ動かない場合がある。支援条例も必要かも知れない。

(副座長)

提案者の学習にもなる。

(事務局)

民間なので結構ざつくばらんなことが言える。我々が言えないことも言ってくれる。

(副座長)

行政の宿命のようなものだが、市は県よりも先に行けない。民間の場合は行ってもいい。

(事務局)

どんどんモデル的に進んでいき、なおかつノウハウなりをこちらにフィードバックして

もらう。

(副座長)

市民ももっと自主性を発揮することと、自己責任を負わなければ。

(事務局)

お茶を飲もうとセンターに行って、自主性だとか責任だとかの罨が。しかしガラス張りで見えるので、自主的に来たのだと。

(副座長)

言いたいことを言う前にお茶でも一杯と。

(委員)

それも自分で払う。税金を使えない。

(副座長)

飲むか飲まないかは自分が決める。

(委員)

消費者の立場で。それがこのセンターのしくみ。喫茶店でお金を払うのならば、センターに行ってお茶を飲んで、それが運営資金になる。それならばセンターに行こうかと。そしていい情報が来る。いい人が行くから、行政の難しい人と話すよりもいいと。そうするとよくなってくる。

(事務局)

大原集会所で行っている「県民交流広場」という事業も、市が県の補助金で運営している「ほんわかカフェ」での異世代交流であったり、高齢者との交流であったりする。お茶代を払うと、そのお金が収益になる。決算書を点検していて思った。自治会の方も出しているし全員自分で払っている。

次の「住民投票」だが、推進委員会では条例に盛り込まないという意見をいただいた。盛り込まないということで行くとしたら、市のほうは盛り込まない理由を説明しなければならない。それは委員がおっしゃった「住民投票のイメージが白か黒かということで市民参画・協働には合わない、市民参画・協働というのは話し合いなので」ということで、説明は十分つくか。

(座長)

もう1つ入れるとすれば、そもそも住民投票というのは、抜き差しならない状況がきたときに必要になるものであって、その都度、市長が要綱で実施するか、議会が条例を作って実施すればよいということではないか。

(委員)

あくまで非常手段だ。

(副座長)

そのために条例を作った。職員が聞き手にまわってもら。聞いてもらおうとホッとするという人は多い。

(委員)

行政に行くとならまわしにされていやになる人が多い。話を聞いてくれるというのはありがたい。

(事務局)

条例については、以上の骨格の確認をさせていただいたので、これでかなり条例案作りが進むと思う。他になければ次に市民参画センターについての意見をいただきたい。

(委員)

あまり関係ないかも知れないが、私自身の体験としてお話ししたい。神戸市に駐輪場が52ヶ所あって、その指定管理者を住吉でやっているが、あまりにも違法駐輪が多いので、15回違反したらチェーンをかける、20回したら撤去するという新しいルールを作った。すると利用者が結構お金も払ってくれるし非常に改善された。

それを神戸市の人に言うと、なぜ勝手にルールを作るのか、52ヶ所全部一緒ならばよいがということで叱られた。せっかくいいことをしようとしているのに、なぜ横並びでないといけないのか。せめて芦屋市では、センターがいいと言ったら何でも変えられるという前向きな形でできるといいと思う。

(事務局)

それは神戸市がおかしい。指定管理者制度は権限もすべて任せるということだ。今までの管理委託ではない。指定管理者のほうでルールを作ってかまわないはずだ。

(副座長)

たしかに行政は民間よりも先に行けない宿命がある。行政では実績を積まなければ変えることはできない。それができるのが民間だ。

(事務局)

「モデル事業」といったタイトルが欲しい。

県民交流広場で大原集会所も平成16年度、17年度のモデル事業をやっているが、やってる本人たちはしんどい。まったく給料をもらっていないし、いろいろな活動や委員もしなくてはならないし、足りないことはまたはじめていかねばならない。

そういうしんどいなかでどうして事業が進んでいくのかといえば、県から直接自分たちにお金が入ると、市民参画課が支援しているということプラス、モデル事業だからということで覚悟があるようだ。特別なところとか、誇りのようなものを持っている。モチベーション、意欲に訴えるものが必要だ。

訴えかけるものというのは看板だが、市の「モデル事業」という看板の横に近所の人々が作った看板がかけられている。駐輪場も「マナーのいい皆さんのモデル事業」とかこの地

域はそういうことを聞いてくれるとかそういう貼紙があればいい。ここはマナーがいいという、自分が住んでいる地域に対する誇りが生じる。気持ちに訴えるものがあればだいぶ違う。それで何かあれば何時から何時までいるので来てくれと書いてある。それだと文句を言えるのだと思って、かえって行かない。

(委員)

私も、何かあれば連絡してくれということで携帯電話の番号と名前を書いておく。ところが行くところがないと文句が出て市に直接電話をする。

(委員)

トイレでも「きれいに使ってくれてありがとうございます」と書いてあると使い方が気になる。

(事務局)

センターの運営要綱は、かなりかつちりしたものになるのか。

(事務局)

市が運営するのではないので市の要綱ではない。民間が運営するのでそちらで作ってもらうのはよいが。場所は提供するし光熱費等も負担するが、自由に使っていただいてよい。

(副座長)

もちろんこのセンターの運営委員会から我々がルールを定めて遺漏のないようにやっていきますということを市に出さなくてはならない。

(事務局)

もうひとつ先走るが、団体が会議室を使う場合にはセンターが自主的に使用料をとって、センターの運営費用にあてればよいと思う。

(委員)

独立採算制だ。

(座長)

自主的なルール作りを。

(事務局)

そこに行くまでには当然、一緒に考えなければならない。そこまでは市が主体的にやらなければならないと思うが。

(座長)

センターの運営団体と市との協定が必要ではないか。本日いただいた資料の中にも相模原市の例があったが。

(事務局)

パートナーシップ協定か。

(委員)

施設管理について、CS神戸は神戸市と協定を結んでいるが、神戸市が場の提供をするということで、中身のソフトは全部運営委員会という形だ。

(副座長)

利用団体と市と運営委員会のすり合わせをしながら、より適正なものにしていく。

(委員)

運営委員会にいい人が来てくれるかどうかポイントだ。

(副座長)

はじめに、運営委員会というのはこういう責任もあるということをおこななければならない。

(委員)

運営する人というのは汗を流す人だ。

(委員)

事務局を担っているようなNPOだけができる、というケースが多い。この芦屋のセンターもどこかのNPO法人ということになるのかと思うが。

(事務局)

単なる無償のボランティアでは無理か。

(副座長)

もう安かろう悪かろうの時代ではない。適正な額を払わなければいい人は得られない。そうすると相当な金がかかるので、登録料などをとらなければいけない。それでも利用するほうが安いはずだ。

行政のなかにいたとき、同時にボランティア活動の団体をやっていたが、何としてもこれだけは言うてはいけないというのが補助金の申請をしてはいけないということだ。補助金をもらわなければ行政もそんなに厳しいことを言わない。いいこと、正しいことを積極的にしようとしているのだから。本来ならば行政がやるところを我々が自主的に補完してやっているのではないか、行政の金はいらないから名義後援くらいはちゃんとしなさいと言うことができる。

行政は金をとれない。NPOならばとれる。もうかつたらいけないが損をしないくらいにお金をとればいい。それで職員を雇えばいい。やはりいい人を得ようと思ったら適正な報酬を払わなければいけない。仕事なのだから。

(事務局)

労働の対価に見合う額を払わなければならないか。有償のボランティアという観点では無理か。

(副座長)

無理だ。

(委員)

有償ボランティアという言葉は本来使わない。ボランティアだ。

(副座長)

やはり自分を安売りしたくない。一個人として、どっちみち1日8時間働くのならば相当の報酬をくれるところに行くというのは普通の人考えだ。そうすると、高くなくてもいいが適正な、言うならば公務員がもらっている程度のものが必要。

(事務局)

ちょっとしんどい。

(副座長)

それをやらなければ、自主的なことを一所懸命やる意味があまりない。

(委員)

スキルとセンスを持っている人がいて、すごくこの仕事をやりたいがお金がそれではつらいというかも知れない。

(副座長)

「たくさんもらいすぎる」という人はいない。そう感じてくれるくらいまで出しますという気持ちをもって接しなければ。

我々の団体はいい人を得ている。だから払っている。だんだん大きくなって行って、最初は研修でも60人だったが、現在はひと夏4,000人を超す。タダだと長続きしない。専属の職員にはきちんとする。そのかわりNPOの役員や理事は協力する。1人で3人から5人分の仕事を消化している。

(事務局)

それはすべて自主運営でまかなえているのか。

(副座長)

まかなえている。一銭ももらっていない。財団法人大阪体育協会に登録している。同じような団体が42あるが、事業費は他の41団体が集めてきても私のところより少ない。なぜかという、我々はいいいことをやっているから金は行政が出してくれるのがあたりまえという考えの人が、特にスポーツ関係、競技団体にいる。国体に行くのでも以前はすべて公費だった。おかしい。自分のためにやっているのならば自分たちでまかなうのがあたりまえだ。

(事務局)

安定してできるようになれば自立もできるだろうが、はじめからはそれは無理だろう。この参画センターは3段階あるが、1, 2段階はある程度、市から補助を出しながら、第3段階になったら市は手を引くということにすれば。

(副座長)

はじめはあくまでも呼び水だ。市から半分以上出してもらって、あれこれ言われるのはいけないというのはわがままだ。我々で会費なり講習会を開催して必要経費を集めるので安心してくれ、と言えなければ本当のNPOではない。

(委員)

金を出せば関わる人もきちんとものが言える。ボランティアならばそんなに強く言えない。

スタートは大変なので、徐々に補助金等を減らしていけばよい。やはり自分たちでやっていくべきだと思う。

(副座長)

ボランティアで恐いのは責任感が薄れることだ。

(委員)

ボランティアは継続性がなかなかもてない。気持ちはあっても続けるというのができない。

(事務局)

補助金を減らすにも、最初あってだんだん減らすのではなく、最初から目に見える形で、いついつからなくなるといわれたら、そんなに痛い気もしない。

(委員)

最初に示さなければいけない。

(委員)

3年計画で、とか。「大阪NPOプラザ」の管理運営を受託するときは、大阪府からは、スライド制で徐々に減額しながら5年は補助するという契約だった。まもなく5年が終了するが、あとは独立採算制。試算では若干赤字が出るが、それでも市民活動の拠点を自分たちで運営していきたいのかどうかは自分たちで決めることだ。

(副座長)

NPOの会員でもそうだ。年会費を2万円もらっているが、会費の返りが2万円分しかなければ会員は減っていく。2万円もらったら2万円5千円か3万円以上のものを返さなければ。

(委員)

「得した」という気持ちが大事。

(副座長)

それをやれるかどうかは、やはり中心になってやっている人のセンスだ。

(委員)

登録料を払ってもここに関われる、参画する意義がある、登録料以上の意義があるということを知ってもらえれば。

(副座長)

やる気のある人は芦屋にもきつといる。また、早い時期に基本財産を積んでおかなければ、何があるかわからない。それと事業をやる時は必ず保険を掛ける。

(事務局)

市内に集会所が12ヶ所あって、その指定管理を連合会と3年協定と年次協定の協定書を結んでいる。会議を各集会所持ち回りにしたことによって自覚が発生した。

指定管理者といっても連合会にお任せではなくなり、自分のところの集会所で会議ということになれば整備もするし、会長も早めに来て集会所のなかを案内している。協定書を結んでいるのは連合会であるのにも関わらず、場の提供をすることで、個々の集会所が自らが指定管理者だという自覚が生まれてきた。やはり自分が主催となることはいかに大きな力になるか。自分のところは会議をしてもらってうれしいが、稼ぎが少ないとか発言をして、こういう理由とかこれだけがんばっているがだめだとか、会長から問いかけるようになった。

受身から積極的になった。1つの連合会と協定を結んでも会議の場所を変えるなり、会議の設定者を同じ場所でも変えるなりすれば、そこで主体的な積極的な自覚が生じる。

(委員)

客ではなく、自分たちも自主的に運営するという意識づけが必要だ。それと基礎調査をした関係団体などに呼びかけるということで、参画する人の顔が見えているので対応もしやすい。よそから来るわけではないので、ある程度、凝縮された対応というのは可能だと思う。

(事務局)

市民団体基礎調査をしたが、2年間でかなりのNPOが入れ替わるということだった。センターは情報の基地であるし、それを民間側から提供するという「情報」という部分で、最新の情報からスタートするべきではないかという意見をいただき、市民活動団体基礎調査は2年前に行っているが、今回きちんと調査した上で、最新情報でスタートすべきであるという意見をいただいた。

(事務局)

そのとおりだと思う。前回調査で200団体あったが、その半分以上が趣味の団体だ。自

分たちだけの趣味の団体というのは、こういった参画団体に入らないか。

(委員)

そうだ。登録はしているが、ほとんどあてにはできない。

(事務局)

だから入れる必要はないか。

(副座長)

任意の団体だ。グループだから、人格がない。

(委員)

少なくとも市民活動推進の支援をしているとか、関わっているというのは入れてもよい。

(座長)

その境界線を引けるか。

(事務局)

引きにくい。例えば趣味の団体で、コーラスグループでも老人ホームでボランティアで歌っているという場合、どうするのか。

(座長)

そういうケースもある。

(副座長)

グループでも趣味の団体でも該当団体になる。NPOを立ち上げてくれといえどどうか。

(事務局)

多分そこまでしない。

(副座長)

しかし任意の団体でいつ消えるかわからない。

(委員)

実際、運営に関わってくれるコアメンバーと周辺でゆるやかに関わってくれる団体とか、事業や活動それぞれでいくつかの具体的な役割分担を表示して手を挙げてもらったらいと思う。それから市民の集まりのような団体とかも来てもらうことはいいと思う。ここにきて情報を集めたり、自分のところの宣伝もいいと思うし、ここでお金を落としてくれればもっといいと思う。だが、多分そういう団体は参画の力にはならない。しかし、市民として出入りしてもらうのはいいと割り切る。

(座長)

そういう団体は登録料を払ってまで登録をしないのではないか。

(副座長)

市民である以上、来たらだめとはいえない。しかし頼りにならない。どこで線を引くかが難しい。例えばNPO法人であるかないかと申し上げたが、そうは言っても、任意の団体であっても、市民で使いたいという人はいる。

(委員)

例えば子育ての分野の人が全然いないとか、子育て支援の団体がいないとかいったときに、ボランティアグループで子育て支援の人がいれば、個々の分野として入ってもらえると思う。分野はまんべんなくあったほうがいいと思う。

(副座長)

最初からそう言うのと腰が引けてしまうから、だんだん意識を高めていく。やはり会費を出させること、株主にすることだ。

そうすると、例えば電車に乗っている場合でも自分が電車に乗っていると汚す人がいると腹が立つ。ずっとただでというのはよくない。金を出さないと本気にならない。行政が行う講習会、研修会なども、ただだと一番欠席率が高い。雨が降ると20%が欠席とか。ところが1,000円でもとっていると5%しか休まない。

(座長)

最初から会費制、会員制のほうがよいか。

(副座長)

そうだ。登録制で。会員1人あたりいくらの登録料をとればよい。どんどん出入りしてくださいと。

(委員)

1団体あたりか。

(副座長)

団体ではなくメンバーの人数に比例させる。

(委員)

それはきつい。メンバーの数はしょっちゅう変る。

(副座長)

センターでトイレを使っても金がかかる。団体で使っているわけではない。

(委員)

それは市が負担してくれるのだろう。

(副座長)

市が払うが、センターで経費がかかっている。800人と50人で差をつけてよい。単価を安くすればよい。基本的な考え方としては、1会員50円とするか200円とするか。

(委員)

私も委員と意見が同じだ。以前にそういう団体に勤めていたときも、会費は一律で会員が多い団体と少ない団体が一緒だった。各地域のボランティアセンターに登録しているところは、10人以上いくら、50人以上いくらというのをつけていたが、なかなかそれは納得されにくいところもあった。人数の変動もあるし。

(副座長)

納得してもらえない時代だったと思う。それは変わってきている。それともう1つは、大阪や神戸でできなくても芦屋ではやるんだと。

(座長)

今日の段階では一定の会費登録ということで。詳細はまた。

(副座長)

例えば大学の授業料を年間139万円のところと80万円のところがあっても、学生はどちらみち親に出してもらうので意識がない。しかし留学生が年間250万円を自分の名前で銀行から借金してくるという場合、高い金をだすほどがんばる。市民も一緒だと思う。

(座長)

次の「市民参画・協働推進に関する情報の一元化」というのは本日、話をしていかなければならないか。

(事務局)

センターのなかに例えばパソコンを置いて、そこにいろいろな情報を入れて誰でも見れて、ホームページ形式で家からも閲覧できる。芦屋市はホームページをもっているのだから、リンクだけさせてといたらリンク代をとったらいいのではないかといろいろ思っている。

そういうものがないと、センターができたその先に、ホームページなど情報が集約されたものがないと、行って情報がとれると言えないのではないかと思う。

ただし、その情報のとりかたは芦屋市の方式でいいのではないか。いらない情報がたくさんあっても仕方ない。市民がほしいと思う情報がシンプルにあって、例えばいつどこでこういう講座があるとか、こういう人を募集しているとか、NPO側からこんなことができるとか、また市が新しい事業をしなくてはいけないが協働してくれるNPOはどこにあるのかとか。

こういう問い合わせは、今まで市民参画課に多かった。しかし協働してくれるNPOを紹介してほしいと言われても、気軽に紹介できない。責任重大だ。中身も資質も調べないといけないと答えてきたが、そういう行政が情報を取りに行く場でもあるし、市民活動団体が出会える場でもあるので、情報の一元化というのはどういうイメージかということを推進委員会で聞きたいと思った。それに対してアドバイザーの委員方はどういった意見を

お持ちなのか。

(副座長)

本日の委員会で、情報の一元化で出ている意見は大きく2つあった。一つは行政がタテ割りだから市民活動をしていろいろなところへ行かなければいけないので、センターへ行けば全て得られるようにしてくれということと、もう一つはそこへ参画する関係団体のデータをそこへ集めてということだった。その他の情報も、NPOや地縁団体が活動するときに必要なデータは市民参画センターに行ったら得られるようにしてほしいということだった。

(事務局)

市のいろいろな課が持っている情報をその課で出さないわけにはいかないが、それを自分で入れなさいということか。そこに行けば公開すべき情報は各課からも入れていると。

(副座長)

それは事務局が指導してくれなくてはいけない。勝手にそちらで入れなさいではなく。市関係のデータ、構成団体のデータ、その他も入れるというように。

(事務局)

以前、市民参画・協働に関わる課長会を行ったときに、部屋に入りきれないほど職員が集まった。市のなかで担当課長に集まってもらって市民参画課から説明して、ある程度、市のほうもそういう情報を取りまとめていくということか。それでセンターに行けばいちいち聞いて回らなくても、市のなかの参画に関わる情報がぜんぶ閲覧という。

(座長)

推進本部がそのときには立ち上がっているのだから、その本部がしっかりした命令系統で、組織として確立されていけばうまくいくはずだ。

(事務局)

本部から命令をかけると。そのほうがわかりやすい。

(副座長)

先ほど言ったように65歳以上が2万人近くもいるのだから。パソコンができないという、そういう人にもほしい情報を提供してあげられるようお願いしたい。

(事務局)

センターに行けば、センターにいる人が情報を開いて見せてくれるということで、世代間の障壁もなくなる。

(委員)

タテ割りでない場、と副座長がおっしゃっていたが、いくつもの部署で参画協働に関するような横断的な情報をやれたらいいと思う。

(副座長)

国でも県でも市でもタテ割りがよくある。例えば保育所と幼稚園の問題。両方知りたいが管轄が違うのでということになる。そういうのを集約してほしい。

(委員)

情報については用心しなければいけないことがたくさんあると思う。個人情報保護法の問題だけでなく。なんでもいいとなるととんでもないものが来たりする。

我々の協会でもいろいろな情報があるが、多少は有償のものも入れている。例えば、企業が社員募集とかいうのは受けられないとか。このセンターでは入れます、入れないという基準という基準を最初から設けておいたほうがいいと思う。多分に柔軟な基準にはなると思うが。

情報というのは恐いので、特にリンクする団体は何でもよいのかということちょっと。かえって自由に選べるだけに恐いところがある。こことしてはどういう情報を集めてどう発信したいのかというのは運営委員会などで決める。

(事務局)

参画センターで発信する情報はいろいろあると思うが、市としては参画センターのほうから依頼があつてから情報を出すようにするのか。ものすごい情報量で、我々にもどれだけのものかわからない。

(座長)

市民参画センターから請求してから対応するのだと思う。参画センターのほうに市民がほしい情報がどれかという判断を任せるのだから、それに基づいて市が対応していくとか、徐々に改革していく。

(事務局)

先ほど、市の推進本部のなかで積極的に市のほうから参画センターに出してくださいと言われたが、それだけではどんな情報を出せばいいのかわからないと思う。

(座長)

市民から要求して、推進本部がきちんと命令系統を使って。

(事務局)

市のほうで、これは直接市民参画には関わりがないという判断をしていますが、ひょっとしたらセンターのほうはそうではないという思いがあるかもしれない。

(副座長)

参画センターの職員にどんな人がなるかによって違うが、ズブの素人で、学校を出たで、何もわからないという人が来るかもしれないので、いっておられるデータも入れておいてほしいという意味だ。

(事務局)

例えば先ほどおっしゃられた幼稚園の情報などは、あまり参画に関わりがないが。

(副座長)

行政がタテ割りになっているという例で幼稚園の例を挙げただけで、市民参画センターには関係ない。関係あるのでもいろいろな部署に行かなければならない。できるだけ参画センターに行ったら一発でわかるようにしてほしい。

(委員)

ニーズの如何によってはわからないが、センターを利用している人によってどういう情報が知りたいかはそれぞれ違う。ケースバイケースだ。

(副座長)

部長がおっしゃったように、スタートしてから必要に応じてすり合わせていくしかない。

(事務局)

それもそうだが、スタートしてからは遅いだろうし、スタートした時点では、ある一定の情報量がなければいけないのではないか。

(副座長)

もちろんそうだが、やってみなければわからないことのほうが多い。

(事務局)

今まで何度も、奥池に住んでいて高齢でパソコンができないかたが、市民参画と協働とか、集会所に関しては私が話ができるとか、それ以外のことも1時間、2時間話をして帰られる。そのかたがおっしゃるのは「自分のような市民がいるのを忘れないでほしい」ということだ。パソコンで情報がとれない、高齢で覚えられないということもあるし、広報で情報をとるしかない。市の各課に聞くにしても、電話以外なら直接来て話をしなければならぬ。そういう紙ベースの人もいろいろな情報がとれるような参画センターを、とおっしゃっているのだから、センターの職員が親切に気長に説明できる人でなければいけない。

(座長)

直接口頭で聞けるし、コピーもあるし。

(委員)

視覚障害者の方も聴覚障害者の方も来られるだろうし。

(座長)

パソコンはパソコンで考えなければいけない。

(委員)

センターの職員は対応が大変だ。

(事務局)

はじめていって、一歩ずつ進んでいけばいい。

(副座長)

できるだけやりますということだ。先ほども委員会で障害者の方が「私が障害者なので」ということだったが、それもあるがそれだけではないと思って聞いていた。

(事務局)

当然そこだけで完結できない。他の社会資源とどう兼ね合いしていくか。そこでその方が100%解決はできない。

(委員)

このセンターはそのようなネットワークを持っていない。

(委員)

いきなり英語で聞かれて困る場合もある。

(座長)

話をしていくとどんどん尽きない。センターのイメージとしては大分つかめてきた。このあとは事務局で精査していただいて。

(委員)

ステップと予算をしっかりと。

(副座長)

いろいろとやってみなければいけない。いい意見が出ていた。

(委員)

やはり最後は人と金だ。

(委員)

人ごとじゃないと思っている委員ばかりなので。

(座長)

それではこれで閉会とする。

(次回：8月31日(水)10:00~12:00 場所未定)

(閉会)